

# CBAM 移行期間中の報告義務に係る実施規則の採択

September 2023

## In brief

2023年8月17日に欧州委員会(European Commission)より国境炭素調整措置(Carbon Border Adjustment Mechanism:以下、CBAM)の移行期間(2023年10月1日～2025年12月31日)に関する実施規則が公表されました。これは、2023年6月13日に公表された実施規則案を基に、パブリックコメントを経て、更新されたものとなっています。本ニュースレターでは、実施規則のポイントや今後の展望について概説します。

## In detail

### 1. CBAM の概要

CBAMは、2021年7月14日にEUで公表された‘Fit for 55 Package’に含まれる欧州の気候変動対策措置の一つです。具体的には、カーボンリーケージ<sup>1</sup>への対応を目的として、特定の製品をEU域内に輸入する際に、当該輸入製品の生産で生じた炭素排出量に応じた炭素価格の負担を求めることで、異なるレベルの炭素規制環境下で製造された製品の間に、公平な競争条件を作り出す炭素価格システムです。

CBAMは、現時点では、カーボンリーケージのリスクが特に高いセメント、電力、肥料、水素、鉄・鉄鋼およびアルミニウムを対象<sup>2</sup>としています。また、今後、他の炭素集約度が高い品目(有機化学薬品やポリマー等)についても、対象が拡大される可能性があります<sup>3</sup>。

CBAMは、2023年10月1日から2025年12月末までの移行期間を経て、2026年1月1日から本格実施となります。

- 2023年10月からの移行期間は、影響下にいるステークホルダー(輸出入者及び当局)によるCBAM本格適用に向けた準備の促進および情報収集を目的として開始されるものであるため、輸入者への報告のみ義務化されます。
- CBAM証書の購入及び償却による炭素価格の負担は、移行期間完了後、2026年1月1日から開始される本格実施期間にて義務化されます。

<sup>1</sup> カーボンリーケージとは、炭素規制の厳しい地域や国にある企業が、自国にて課される炭素価格を回避するために、炭素規制の低い国に生産を移転させる現象を指します。

<sup>2</sup> 具体的な対象品目は、EUの関税品目分類番号によって指定されています。

<sup>3</sup> CBAM 対象スコープの見直しは、欧州域内排出量取引制度(以下、EU ETS)の対象となっている全てのセクターを対象として実施される予定です。将来的にCBAM対象となる具体的な品目及びその段階的な拡大スケジュールについては、移行期間終了までに、欧州委員会により公表される見込みです。有機化学薬品及びポリマーについては明示的に評価対象とされており、CBAM対象となる可能性が高いと考えられます。

### 【CBAM 移行期間中の報告義務の概要】

項目	ポイント
報告対象品	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU 域内に輸入されるセメント、電力、肥料、水素、鉄・鉄鋼およびアルミニウムの 6 つのセクターの製品</li> </ul>
対象原産国	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU 域外の全ての国</li> <li>ただし、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)等は CBAM 規則の適用対象外</li> </ul>
移行期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>2023 年 10 月 1 日~2025 年 12 月 31 日</li> </ul>
報告義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>CBAM 対象品の輸入申告者(間接代理人を含む)</li> </ul>
報告内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU 域内に輸入した物品及び生産情報</li> <li>直接排出量</li> <li>間接排出量</li> <li>原産国で支払われた炭素価格</li> </ul>
報告期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>各四半期の終了後 1 ヶ月以内(第 1 回目の提出期限は 2024 年 1 月末)</li> </ul>
ペナルティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>CBAM 報告書を提出しない場合、未報告となった含有炭素排出量 1 トンあたり 10 から 50 ヨーロのペナルティが賦課</li> </ul>

### 【CBAM 本格適用の概要】

項目	ポイント
対象品	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU 域内に輸入されるセメント、電力、肥料、水素、鉄・鉄鋼およびアルミニウムの 6 つのセクターの製品(今後、拡大される可能性あり)</li> </ul>
対象原産国	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU 域外の全ての国</li> <li>ただし、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)等は CBAM 規則の適用対象外</li> </ul>
申告義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>所轄当局より認可を受けた輸入申告者(間接代理人を含む)</li> </ul>
CBAM 申告書 記載内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>EU 域内に輸入した物品の総量</li> <li>含有炭素排出量<sup>4</sup></li> <li>償却される CBAM 証書<sup>5</sup>の総数</li> <li>認定検証者により発行される検証書の写し<sup>6</sup></li> </ul>
申告頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告対象年の翌年 5 月 31 日までに申告</li> </ul>
炭素価格 負担方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>CBAM 証書を購入し、申告含有排出量に対応する証書数を 5 月 31 日までに償却</li> </ul>
ペナルティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>CBAM 認定申告者が CBAM 証書の償却を失念した場合は、償却漏れとなった CBAM 証書 1 枚あたり 40 から 100 ヨーロのペナルティが賦課</li> <li>CBAM 認定申告者の資格を有していない者が CBAM 対象品を輸入した場合は、ペナルティが賦課</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後発表予定の本格適用の実施に関する実施規則の内容によって、詳細が変更となる可能性あり</li> </ul>

<sup>4</sup> CBAM 規則附録 2 に規定される鉄鋼、アルミニウム、水素の CBAM 本格実施後の申告対象となる含有炭素排出量は直接排出量のみとされています。ただし、今後移行期間を経て見直しされる可能性があります。

<sup>5</sup> CBAM 証書とは、CBAM 対象品の CO<sub>2</sub> 1 トン分に相当する含有炭素排出量に対応する電子形式の証明書を指します。なお、1 枚あたりの価格は EU ETS における排出価格と連動する見込みです。CBAM 本格実施後、輸入した CBAM 対象品の含有排出量に対応する枚数を毎年 5 月末までに償却することで輸入品の炭素価格を負担します。原産国における炭素価格の支払がある場合は当該価格に対応する枚数を控除し、また EU ETS の無償割当との調整が必要な期間は当該調整を加味した枚数を償却するとされています。

<sup>6</sup> CBAM 認定申告者は、CBAM 申告書として報告する含有炭素排出量が、CBAM 規則に照らし合わせて適切であるか否かを認定された検証者によって確認されることを確保する必要があります。

## 2. 実施規則のポイント

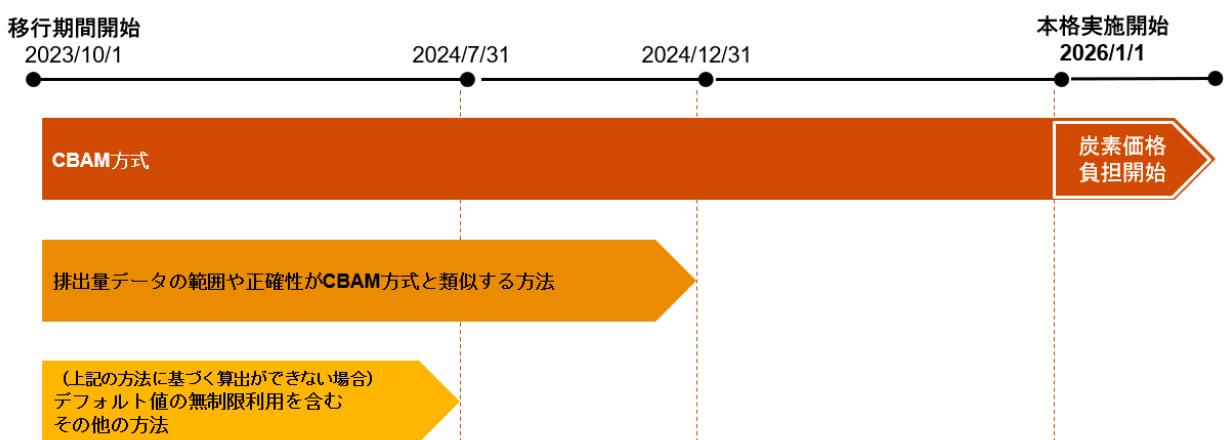
2023年8月17日に採択された実施規則のポイントは以下のとおりです。

### ● 含有排出量の算定方法:

報告対象となる含有排出量(直接排出量)は、原則、CBAM 規則が規定する方法(CBAM 方式)による算定が求められます。ただし、2024年末まで所定の期間内においては、以下の代替的な方法による算定が認められます。

- 2023年10月1日~2024年7月31日: 欧州委員会が発表するデフォルト値を含むその他の方法
- 2023年10月1日~2024年12月31日: 排出量データの範囲や正確性が CBAM 方式と類似する以下のいずれかの方法
  - 製造施設の所在国におけるカーボンプライシング制度に基づく方法
  - 製造施設の所在国における強制排出モニタリング制度に基づく方法
  - 認定検証者による検証を含む、製造施設が採用している排出モニタリングスキームに基づく方法
- (参考)2025年1月1日以降: CBAM 方式のみ

### 【移行期間における排出量測定方法】



### ● 直接排出量としてのデフォルト値の利用制限:

- 2023年10月1日~2024年7月31日: 制限なく使用可能
- 2024年8月1日以降: 含有排出量があるとして規定される投入材料及び燃料を使用して生産される物品(complex goods)について、その総含有排出量の20%を超えない範囲で使用可能。

### ● CBAM 報告書の変更及び修正

- CBAM 報告書の修正は、最初の2回分は第2回目の報告期限(2024年7月末期限)まで修正(modification)が可能です。
- その後は、原則として、提出後2カ月までの間、修正(modification)が認められます。さらに、正当な理由があるとして申告者から要請があった場合は、最長で提出後1年までの間の訂正(correction)及び報告書の再提出が認められます。

### 3. 今後の展望

今回採択された CBAM の移行期間の導入に関する実施規則は、今後、欧州連合官報へ掲載され、その翌日から発効します。また、欧州委員会は、採択と同日に実施規則の実施に関する [EU 域内輸入者向け](#) 及び [EU 域外施設向け](#) のガイダンスおよび 9 月 15 日より対象製品ごとに開催される [ウェビナー](#) に関する情報も公開しています。CBAM の影響下にある企業は、公開された詳細情報を鑑み、目前に迫る移行期間に向けた準備を進めることができます。

なお、CBAM の本格適用の導入に関する以下を含む詳細は、今後新たに公表される実施規則等により明らかになる見込みです。

- CBAM 対象品の輸入者の認可に関する情報(申請要件、申請方法、認可の剥奪等)
- 本格適用開始後の含有排出量の計算に関する情報
- CBAM 申告書に関する情報(形式、提出方法等)
- CBAM 証書の運用に関する情報(販売及び買戻し、証書価格、原産国で支払われている炭素価格の控除方法、EU ETS の無償枠との調整方法等)
- 含有排出量の検証者の認定に関する情報(認定の付与、認定の取り消し、相互認証のための条件等)

等

### 4. PwC グローバルネットワークによる支援

グローバルにビジネス展開されている企業の皆様には、CBAM 対応において事前の検討や計画策定が非常に重要な課題となります。私たちは、CBAM に関する法制度案や今後の動向を踏まえ、初期的な分析から CBAM のコンプライアンス対応まで、PwC グローバルネットワークを通じて欧州各国のメンバーファームと共に、企業の皆様を支援いたします。

	支援内容
初期診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>• HS コードを踏まえた CBAM 報告義務の対象可能性の初期的検討</li> <li>• 対象商品別の報告内容の特定</li> </ul>
検討事項の洗い出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存排出量データの CBAM 上の有効性確認</li> <li>• 実現可能な排出量算定方法の整理および排出量算定支援</li> <li>• サプライヤーへの情報提供依頼項目の洗い出しと依頼書案作成</li> <li>• 既存の GHG 排出量測定方法が CBAM 規則に照らし合わせて有効か否かの検証</li> <li>• 長期的な測定方法確立や既存方法からの移行の必要性検討</li> </ul>
本格導入に向けた計画策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>• グローバル拠点間の連携支援</li> <li>• 最適な社内体制・責任者の検討支援</li> <li>• データモニタリング体制構築支援</li> <li>• 効率的な書類保管体制の検討支援</li> <li>• PwC 開発ツール(Carbon Pricing reporter)の活用検討支援</li> <li>• 2026 年本格実施運用前の測定方法の変更等にかかる計画立案・実行支援</li> </ul>
CBAM コンプライアンス支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• PwC 開発ツール(Carbon Pricing reporter)を通じた一気通貫での CBAM 報告コンプライアンス支援</li> </ul>

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Emai:[jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)  
[www.pwc.com/jp/customs](http://www.pwc.com/jp/customs)

代表パートナー  
ロバート オルソン

シニアマネージャー  
濱田 未央

シニアアソシエイト  
浜口 海奈

### PwC 税理士法人

代表パートナー  
高島 淳

パートナー  
高野 公人

パートナー  
白土 晴久

### PwC Japanese Business Network

PwC 英国(出向中)  
Co-Leader UK and EMEA

パートナー  
宮嶋 大輔

PwC オランダ(出向中)

シニアマネージャー  
秋山 賢介

PwC ドイツ(出向中)

マネージャー  
厚地 崇兵

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[www.pwc.com/jp/tax-academy](http://www.pwc.com/jp/tax-academy)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 カ国に及ぶグローバルネットワークに 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.